

おさゆきっこ



北九州市立長行小学校
校長 花田 博之

学校教育目標

「自ら考え、判断し、人とともによりよく生きようとする

心豊かな子どもの育成」

【きまりを守る子ども】

【粘り強くがんばる子ども】

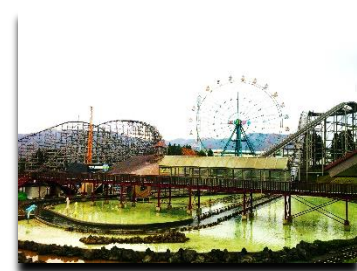
【よく考え、行動する子ども】



修学旅行(6年生)

11月8日(水)~9日(木)に、6年生は修学旅行に行きました。修学旅行のめあては、「笑顔」「協力」「正しい判断」の3つでした。出発式では、私からのめあてとして、「無駄な時間をなくそう」と話をしました。

1日目は、体育館での出発式の後、バスに乗り込み大刀洗平和記念館へ向かいました。大刀洗平和記念館では、平和への思いを託し子どもたちが折った千羽鶴を奉納し、平和(特攻)に関する放映を視聴した後に「ほたる」の朗読を聞きました。その後、館内の展示物の見学をし、平和の大切さを感じる時間を過ごしました。午後は、日田天領水の宿で昼食をとった後、大分マリンパレスうみたまごへ行きました。うみたまごでは、セイウチのトレーニングショーを見学したり、館内の見学や買い物をしたりして楽しみました。余韻を楽しみながらバスに乗り、いよいよ宿泊先の城島高原ホテルに着きました。ホテルでは、焼き肉バイキングでおなか一杯になるまで食べ、気持ちのよい温泉を楽しみ、部屋では仲間と楽しい時間を過ごしました。



2日目は、朝食後に一般のお客さんがいない時間から城島高原パークに入れていただき、グループごとに行動しみんな楽しく過ごしました。午後からのアフリカンサファリでは、ジャングルバスに乗り、動物に餌をやる体験をしました。間近で見る動物の大きさや生態に驚きの声がありました。2日間とも晴天に恵まれ、子どもたちは大満足だったようです。この2日間、学年・学級の仲間と協力し、語り合い、楽しむことができ、学年・学級としての団体行動を学んだ2日間でもありました。また、子どもたちは、厳しく注意をされることもなく、ルールを守り「笑顔」で「協力」し合い「正しい判断」で行動し、「無駄な時間のない」修学旅行にしました。素晴らしい6年生でした。

既に日常の学校生活に戻っています。最高の6年生と言われるようにこれからもがんばって欲しいと思います。これからの6年生の活躍がますます楽しみです。今年も例年通りの修学旅行ができたことは、子どもたちの小学校生活の素敵な思い出となったことでしょう。保護者の皆様のご理解・ご協力に感謝いたします。

子ども虐待防止推進月間

11月は、「子ども虐待防止推進月間」です。北九州市発行のリーフレットから抜粋したものを学校だよりとして発行します。虐待について考える機会にしてほしいと思います。

北九州市子どもを虐待から守る条例 (北九州市発行のリーフレットより抜粋)

目的 本条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長に寄与することを目的とします。

基本理念

- ・虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはならない。
- ・子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益や安全を最優先に考える。
- ・何人も虐待を見逃さず、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努める。

みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

子どもには、生まれながらにして、その一人一人がかけがえのない存在として認められ、幸せに生きる権利があります。子どもには、愛されて育つ権利、守られる権利、安心して自分の感情や思いを表現する権利があります。子どもの権利を守るのは、大人の支援が必要です。

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。

虐待に苦しみ、その痛みじっと耐え、誰かの助けを求めている子どもがいます。子育てに悩み、助けを求めている保護者もいます。

北九州市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民が一丸となって、子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守るため、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めた「北九州市子どもを虐待から守る条例」を議員提案により制定し、2019年4月1日に施行しました。

あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告は義務＝権利です）
- 2 「しつけのつもり」は言い訳（子どもの側に立って判断しましょう）
- 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行しましょう）
- 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命を最優先しましょう）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

子どもを虐待から守るためには、情報提供（通告）がとても重要です

「虐待かな・・・？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあると思われるなら匿名でかまいません。ためらわずにご連絡を!!

連絡（通告）は法律で守られます。

あなたが気づき、連絡（通告）することが子どもを虐待から守ることにつながります。

あなたの連絡（通告）が子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。

子ども虐待の相談・連絡先

小倉南区役所保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー	093-951-0115
子ども総合センター（北九州市児童相談所）	093-881-4556
子ども総合センター（24時間子ども相談ホットライン）	093-881-4152
児童相談所全国共通3桁ダイヤル	189（いちはやく）

どんなことが虐待？

身体的虐待

- 殴る・蹴る・投げ落とす・つねる
- 激しく揺さぶる
- 戸外に締め出す
- あざや火傷などの外傷を負わせる
- 溺れさせる
- 首を絞める

性的虐待

- 子どもへの性的行為（そそのかしを含む）

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

- 衣食住の世話をしない 朝（晩）ご飯を食べさせない
- 重大な病気になっても病院へ連れて行かない
- 乳幼児を家や車に放置する
- 子どもの意思に反して学校に登校させない
- 保護者以外による虐待を放置する
- ひどく不衛生にする（お風呂に入れない 同じ服を何日も着せる 等）

心理的虐待

- 言葉による脅かしや脅迫
- 拒否的な態度や無視
- きょうだい間での差別的な扱い
- 自尊心を傷付ける行為
- 子どもの目の前で配偶者や家族に暴力や暴言を行う（面前DV）

- 言うことを聞かなかったから、罰として外に出す
- テストの点数が悪いから、罰として外に出す
- ご飯を残したから、罰として外に出す
- 手伝いをしなかったから、罰として外に出す
- をしなかったから、罰としてご飯を食べさせない なども**全部虐待です。**

虐待かどうかは、子どもの側に立って判断されるものです。親がいくら一生懸命で、子どものためを思っていたとしても、子どもの心や体を傷付けるような行為は、しつけではなく「虐待」です。上記に挙げた虐待行為について確認した場合、学校は関係機関に通告します。悩んでおられる保護者の方は、学校にぜひご相談ください。

令和4年6月には、「こども基本法」が可決・成立し、令和5年4月1日に施行されました。

子どもたちが、「個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取り扱いを受けないようにすること」（他5点）などが、基本理念です。

